

国民年金保険料を納めることが困難なときは

## 免除・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料は、14,660円(平成21年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除(全額免除・一部納付(一部免除))または猶予される制度があり、次の3種類となっています。

### 1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除または一部納付(一部免除)となります。なお、一部納付(一部免除)については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除 (扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2が反映
3/4免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,670円	5/8が反映
半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,330円	3/4が反映
1/4免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	11,000円	7/8が反映

### 2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

### 3 学生納付特例申請

学生で本人に前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

### 保険料の追納は

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますが、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

申請先は、社会保険事務所または、市健康増進課 国民年金担当③番窓口まで。

# 平成21年度 自衛官募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	一次試験日
防衛大学校学生 (推薦)	高卒(見込み含む) 21歳未満 (高校長の推薦が必要)	9月5日～9日	9月26日・27日
防衛大学校学生 (一般)	高卒(見込み含む) 21歳未満	9月7日～10月2日	11月7日・8日
防衛医科大学 学生	高卒(見込み含む) 21歳未満	9月7日～10月2日	10月31日・11月1日
航空学生	高卒(見込み含む) 21歳未満	8月1日～9月11日	9月23日
看護学生	高卒(見込み含む) 24歳未満	9月7日～10月2日	10月24日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	8月1日～9月11日	9月19日
2等陸海空(女子)	18歳以上27歳未満	8月1日～9月11日	9月27日・28日
3等陸海空(男子)	18歳以上27歳未満	8月1日～9月11日	9月27日・28日
3等陸海空(女子)	18歳以上27歳未満	8月1日～9月11日	9月27日・28日
4月採用	18歳以上27歳未満	8月1日～9月11日	9月27日・28日

●お問い合わせは、自衛隊阿南地域事務所(阿南市富岡町 0884-22-6981)まで。

## 税務署からのお知らせ 最寄りの税務署の代表電話は 自動音声案内でお受けしています

■国税に関するご相談は、まずお電話にてお問い合わせください。

国税に関する一般的なご相談を希望される場合は、自動音声案内に従い、「1」番を選択してください。

国税局「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。

■税務署での面接相談は、事前のご予約が必要となります。

国税に関するご相談のうち、相談内容が複雑で関係書類等により事実関係の確認が必要であるものについては、事前に電話予約が必要です。面接相談をご希望される場合は、自動音声案内に従い「2」番を選択のうえ、担当職員にご住所・お名前・相談内容を伝え、相談日時をご予約ください。

納税者のみなさまの待ち時間を少なくし、相談を効率よく行うためにご予約いただくこととしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

●小松島市は、徳島税務署(088-622-4131)の管内です。